

(意見書案第37号)

道路整備に必要な財源の確保に関する意見書

北海道は、広大な面積に180の市町村から成る広域分散型社会を形成し、道民の移動や物資の輸送の大半を自動車交通に依存していることから、道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤となっている。

また、冬期間における厳しい気象条件に加え、台風などの自然災害時に発生する交通障害や交通事故の多発、道路施設の計画的な補修・更新など、多くの解決すべき課題を抱えている。

以上のことから、道民にとって、高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備はぜひとも必要であり、特に、全国に比べて大きく立ちおくれている高規格幹線道路ネットワークの形成は、圏域間の交流・連携の強化、道民の命にかかる救急搬送といった地域医療の充実などを図る上での最も重要な課題の一つである。

こうした中、道路特定財源の来年度からの一般財源化が閣議決定されたところであるが、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況のもとで、いかに地方の道路整備に必要な財源が確保されていくのか、非常に危惧されるところである。

よって、国においては、下記事項について強く要請する。

記

- 1 道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方が必要とする道路の整備や維持管理に要する財源の確保を明確にすること。
- 2 新たな整備計画の策定に当たっては、立ちおくれている高規格幹線道路の整備や安全で安心な冬期交通の確保など、北海道の実情に十分配慮した道路整備が着実に推進できるようにすること。
- 3 地方の自主性・裁量性を生かし、地域の道路整備のさまざまな課題に対応することができる地方道路整備臨時交付金制度を継続し、さらに拡充を図ること。
- 4 今年度の暫定税率失効に伴う国道及び地方道の道路整備財源の減少分については、国の責任において確実に措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

宛